髙和果公報

目 次

規	則			~~-	-ジ
(高知県警察の設置及び定員に関する条·	例の一	部を改	定正	
	する条例の施行の日を定める規則				1
告	示				
()「こうちふるさと寄附金」に係る寄附				
	金の指定代理納付者の指定	(政策	企画調	具)	1
()包括外部監査契約の締結	(行政	管理調	具)	1
()保安林の指定の予定	(治山	林道護	具)	1
	〇保安林の指定施業要件の変更予定の通				
	知 (18件)	(")	1
()区画漁業権の免許の内容となるべき事				
	項等の定め	(漁業	管理調	具)	4
()建築物エネルギー消費性能適合性判定				
	の業務の委任	(建築	指導調	具)	5
高知	印県公安委員会規則				
(高知県警察定員配分規則の一部を改正	する規	則		5
(高知県警察組織規則の一部を改正する。	規則			5
高知	印県公安委員会告示				
()風俗営業等の規制及び業務の適正化等	に関す	る法律	きに	
	基づく少年指導委員の委嘱				6
	規則				

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例 の施行の日を定める規則をここに公布する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県規則第31号

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例 (平成29年高知県条例第20号) 附則の規定に基づき、同条例の施 行の日は、この規則の公布の日とする。

告 示

高知県告示第300号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2第6項の規定 に基づき指定代理納付者を次のとおり指定したので、高知県会計 規則 (平成4年高知県規則第2号) 第41条の3第2項の規定によ り告示する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾﨑 正直

指定代理	里納付者	指定代理納付者に	納付者に指定期間	
所在地	名称	納付させる歳入	旧处规则	
東京都千代田 区紀尾井町1 番3号	ヤフー株式会社	インターネットを 利用して納付され る「こうちふるさ と寄附金」に係る 寄附金	平成29年 4月1日 から平成 30年3月 31日まで	

高知県告示第301号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約(以下「包括外部監査契約」という。)を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
 - 平成29年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

監査に要する費用の額は、次に掲げる費用を合算したものと し、1,100万円をもって上限とする。

- (1) 基本費用 400万円
- (2) 執務費用 基本執務費用及び外部監査人補助者執務追 加費用を合算した額
- (3) 実費 旅費、関係人出頭費用及び諸費用を合算した額
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 橋本 誠

住所 高知市丸ノ内二丁目7番7号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費 用の支払方法

監査の結果に関する報告書が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは、概算払及び前金払をする。

高知県告示第302号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾﨑 正直

1 保安林予定森林の所在場所

幡多郡黒潮町熊野浦字久保浦山249の2、249の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字久保浦山249の2・249の3 (以上2筆について次の図 に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第303号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾﨑 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。

昭和63年5月農林水産省告示第617号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに四万十市役所及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第304号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第

249号) 第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。

昭和63年5月農林水産省告示第652号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び三原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第305号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年6月農林水産省告示第786号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び奈半利町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第306号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林とし

て指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年8月農林水産省告示第1193号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興 ・環管部治山林道理及び土佐町沿堤に備え置いて縦覧に供す

・環境部治山林道課及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第307号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾﨑 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年8月農林水産省告示第1222号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第308号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾﨑 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年8月農林水産省告示第1225号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第309号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾﨑 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年9月農林水産省告示第1385号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第310号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾﨑 正直

2

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年9月農林水産省告示第1418号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第311号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第

账

249号) 第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年9月農林水産省告示第1486号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに安芸市役所及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第312号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年9月農林水産省告示第1506号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第313号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年9月農林水産省告示第1518号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興

・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第314号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾﨑 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年9月農林水産省告示第1520号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第315号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示(国有林に係るものを除く。)で定めるところによる。

昭和63年10月農林水産省告示第1697号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供す

・環境部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供る。)

高知県告示第316号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年1月農林水産省告示第47号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び三原村役場に備え置い

て縦覧に供する。) 高知県告示第317号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。

平成元年3月農林水産省告示第394号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第318号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更す

る予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示(国有林に係るものを除く。)で定めるところによる。

平成2年5月農林水産省告示第585号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第319号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾﨑 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示(国有林に係るものを除く。)で定めるところによる。

平成2年5月農林水産省告示第705号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第320号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾﨑 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年4月農林水産省告示第420号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦 覧に供する。)

高知県告示第321号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、 区画漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間 及び地元地区を次のとおり定めた。

平成29年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

第1 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、地元 地区並びに制限又は条件

◎区画漁業権 (3件)

[第一種区画漁業(魚類養殖)]

- 1 公示番号 区第3,082号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市大島地先宿毛湾中央沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市矢竹島碆区画基点

基点乙 宿毛市大島烏帽子婆区画基点

- ア 甲から乙を見通した線から右に122度38分 の線と乙から甲を見通した線から左に45度46 分の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から右に120度14分 の線と乙から甲を見通した線から左に45度21 分の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から右に111度53分 の線と乙から甲を見通した線から左に52度38 分の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から右に115度49分の線と乙から甲を見通した線から左に51度48 分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業

(3) 地元地区

宿毛市のうち大島、片島、池島、坂の下、新田、宇須々 木、樺及び大深浦

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

[第一種区画漁業(くろまぐろ養殖)]

- 2 公示番号 区第3,308号
- (1) 漁場の位置及び区域
 - ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島兼山神社下地先
 - イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町柏島県漁場基点第184号 基点乙 幡多郡大月町柏島柏島港口灯台

- ア 甲から乙を見通した線から左に50度26分の 線上甲から447メートルの点
- イ 甲から乙を見通した線から左に33度30分の 線上甲から466メートルの点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に24度0分の 線上甲から403メートルの点
- エ 甲から乙を見通した線から左に17度24分の 線上甲から328メートルの点
- オ 甲から乙を見通した線から左に58度40分の 線上甲から279メートルの点
- カ 甲から乙を見通した線から左に56度56分の 線上甲から348メートルの点
- キ 甲から乙を見通した線から左に54度35分の線上甲から424メートルの点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアを結ぶ 7 直線により囲まれた区域

漁業の時期

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

第一種区画漁業 く 1月1日から12月31日まで ろまぐろ小割り式養

殖業

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち柏島

(4) 制限又は条件

ア 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

イ 漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、直径が20メートルの円形で2台の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が628平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することができる。

4

ウ 養殖用の種苗は、天然のものを使用してはならない。

- 3 公示番号 区第3,309号
- (1) 漁場の位置及び区域
 - ア 漁場の位置 幡多郡大月町一切くえ碆地先(2)
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町一切新網代区画基点

基点乙 幡多郡大月町一切漁港防波堤突端県漁場基 点第246号

- ア 甲から乙を見通した線から左に93度41分の 線と乙から甲を見通した線から右に52度19分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に63度55分の 線と乙から甲を見通した線から右に69度3分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に58度50分の 線と乙から甲を見通した線から右に58度44分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に102度55分 の線と乙から甲を見通した線から右に39度34 分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種区画漁業 く 1月1日から12月31日まで ろまぐろ小割り式養

殖業

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち一切

- (4) 制限又は条件
- ア 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
- イ 漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設 は、直径が30メートルの円形で2台の規模を超えてはな らない。ただし、生け簀の総面積が1,413平方メートル を超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変 更することができる。
- ウ 養殖用の種苗は、天然のものを使用してはならない。

第2 免許予定日

平成29年7月11日

第3 漁業権の免許申請期間

平成29年6月19日から同年7月3日まで

第4 漁業権の存続期間

免許の日から平成30年8月31日まで

(この告示による区画漁業権の漁場図は、高知県水産振興部漁

業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

高知県告示第322号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項の規定に基づき登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)に建築物エネルギー消費性能適合性判定(同法第12条第1項及び第2項並びに第13条第2項及び第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下同じ。)を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第8条の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月1日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務
 - 建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部の業務
- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の建築物エネルギー 消費性能適合性判定の業務の開始の日

平成29年4月1日

公安委員会規則

高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月1日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

高知県公安委員会規則第4号

高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則

高知県警察定員配分規則(昭和37年高知県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表中「156人」を「158人」に、「442人」を「444人」に、「111人」を「113人」に、「458人」を「460人」に、「108人」を「111人」に、「473人」を「476人」に、「512人」を「519人」に、「1,604人」を「1,611人」に、「739人」を「746人」に、「1,918人」を「1,925人」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成29年4月1日

······

高知県公安委員会委員長 織田 英正

高知県公安委員会規則第5号

高知県警察組織規則の一部を改正する規則

高知県警察組織規則(平成6年高知県公安委員会規則第1号)

の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 取調べの指導及び教養に関すること。
- 第16条に次の2項を加える。
- 2 捜査第二課に、特殊詐欺捜査室を置く。
- 3 特殊詐欺捜査室の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

第38条第1号エ中「人材育成センター長、給与調査官、術科指導官」を「術科指導官、人材育成センター長、給与調査官」に改め、同条第3号ア中「刑事企画指導官」を「刑事企画指導官、取調べ指導官」に改め、同号ウ中「情報収集管理官」を「情報収集管理官、特殊詐欺捜査室長」に改め、同条第5号に次のように加える。

ウ 警衛対策課に警衛対策官

第41条の見出し及び同条第1項中「、留置管理官及び特任研究調査官」を「及び留置管理官」に改め、同条第5項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(特任研究調査官)

第41条の2 特任研究調査官には、警視をもって充てる。

2 特任研究調査官は、上司の命を受け、警察行政の研究に関し 特命事項を処理する。

第45条の2第1項中「には警視又はこれに相当する一般職員を、」を「及び」に改める。

第46条第1項中「給与調査官及び術科指導官」を「術科指導官 及び給与調査官」に改め、同条第4項を削り、同条第3項を同条 第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次 の1項を加える。

2 術科指導官は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、術科 教養に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監 督する。

第54条の2第1項中「刑事企画指導官」を「刑事企画指導官、 取調べ指導官」に改め、同条中第7項を第8項とし、第4項から 第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加え ス

4 取調べ指導官は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、取 調べの高度化及び適正化を図るための指導及び教養に関する事 務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第56条第1項中「情報収集管理官」を「情報収集管理官及び特殊詐欺捜査室長」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 特殊詐欺捜査室長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺の捜査に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

ည

第62条第1項中「交通管制官」を「交通管制官及び交通規制官」に改め、「交通規制官及び」を削る。

第65条の2を第65条の3とし、第65条の次に次の1条を加える。

(警衛対策課の職)

第65条の2 警衛対策官には、警視又は警部をもって充てる。

2 警衛対策官は、上司の命を受け、担当事務について課長を補 佐し、部下職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第4号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年 法律第122号)第38条第1項の規定に基づき、次のとおり少年指 導委員を委嘱する。

なお、この委嘱期間は、平成31年3月31日までとする。 平成29年4月1日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

氏	名	連絡先	活動区域	
水田	光昭	高知県高知警察署生活安全課 電話番号088-822-0110(代表)	高知地区	
大﨑	忠勝	电前备与008-822-0110 (1(衣)		
上田	博章			
松井	正			
島田	作治	高知県高知南警察署生活安全課 電話番号088-834-0110(代表)	高知南地区	
竹内	健二			
濵田	壽子			
五藤	広志			
大久仍	R正司	高知県高知東警察署生活安全課 電話番号088-866-0110(代表)	高知東地区	
谷	巧	电四番 7 000 000 0110 (代数)		
池田	正寛			

備考 活動区域の区分は、次のとおりとする。

1 高知地区

高知県警察の設置及び定員に関する条例(昭和29年高知 県条例第14号。以下「条例」という。)別表に規定する高 知県高知警察署の管轄区域とする。

2 高知南地区 条例別表に規定する高知県高知南警察署の管轄区域とす

3 高知東地区

条例別表に規定する高知県高知東警察署の管轄区域とする。

·c